

長崎県立大学客員研究員規程

〔平成21年2月4日
規程第1号〕

改正 平成24年6月5日規程第9号

改正 平成27年3月3日規程第42号

改正 令和2年2月4日規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における客員研究員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(客員研究員)

第2条 学外の学術研究者との交流を図ることによって、学術研究の進展に寄与するため、本学において、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れることができる。

2 前項の規定により客員研究員として受け入れることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師又は助教に準ずる資格を有する者
- (2) 前号以外の者で、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が認めるもの

一部改正 [平成24年規程第9号、平成27年規程第42号]

(条件)

第3条 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

- (1) 本学の教員が、学外の学術研究者と共同研究をする場合
- (2) 本学の教員が、特定の研究の発展のために、学外の学術研究者の協力を必要とする場合
- (3) 前2号に準ずる場合において、学長が必要と認めるとき。

(申請)

第4条 共同研究をしようとする本学の教員（以下「受入教員」という。）は、客員研究員申請書（様式第1号）により、その所属する学部長又は研究科長若しくは専攻長（以下「所属学部長等」という。）を経由して、原則として受入希望日の1月前までに、学長に申請する。

2 学長は、前項の申請があった場合は、教育研究評議会の意見を聴いて、客員研究員の受入れについて決定するものとする。

3 学長は、客員研究員の受入れを決定したときは、客員研究員受入許可書（様式第2号）を学部長又は研究科長若しくは専攻長を経由して、申請者に交付する。

一部改正 [平成24年規程第9号、平成27年規程第42号、令和2年規程第10号]

(研究期間)

第5条 研究期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合は、学長の承認を得て、これを延長することができる。

2 前条の規定は、前項ただし書の規定により研究期間の延長の承認を受けようとする場合の申請について準用する。

(研究成果の報告)

第6条 受入教員は、研究期間が終了したときは、直ちに研究成果を客員研究員研究成果報告書（様式第3号）により所属学部長等を経由して、学長に報告しなければならない。

2 前条第1項ただし書の規定により研究期間の延長の承認を受けようとする場合は、同条第2項

の申請に併せて、その時点での研究成果を、様式第3号により所属学部長等を経由して学長に報告しなければならない。

追加 [平成24年規程第9号]

(身分の取扱い)

第7条 客員研究員と本学との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与その他の給付はしない。

(施設の利用)

第8条 客員研究員に対しては、研究に必要な範囲内で施設、設備等の利用を認めることができる。

(客員研究員証の交付)

第9条 客員研究員に対しては、客員研究員証(様式第4号)を交付する。

2 客員研究員は、学内及び学外において共同研究に従事する際は、客員研究員証を常に所持しなければならない。

一部改正 [平成24年規程第9号]

(規程の遵守)

第10条 客員研究員は、この規程に定めるもののほか、本学の学則及び諸規程を遵守しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月4日から施行する。

附 則 (平成24年6月5日規程第9号)

この規程は、平成24年6月5日から施行する。ただし、第6条及び第9条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月3日規程第42号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日規程第10号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。